

議員発案第2号

由利本荘市議会会議規則の一部改正について

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1号）の一部を改正する規則（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月8日提出

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

提出者	由利本荘市議会議員	長 沼 久 利
賛成者	同 上	岡 見 善 人
	同 上	三 浦 晃
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人

提案理由

重大な感染症のまん延防止の観点等からオンライン会議システムによる委員会出席を可能にするため、規則の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第94条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第94条の2 由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）第14条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第131条第2項、第137条及び第138条第1項の出席委員とし、第129条に規定する会議室にいない委員に含めない。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、この規則に定めるもののほか議長が別に定める。

第117条第1項中「その」を「会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。）への」に改める。

第131条第1項中「起立」の次に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手）」を、「起立者」の次に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手者）」を加える。

第132条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第137条中「起立」の次に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手）」を加える。

第142条第1項中「認めるときは、」の次に「会議において」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。